

葛飾区学校給食費補助金交付要綱

平成25年3月29日
24葛教学第1631号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区立の小学校、中学校等に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食費について補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 葛飾区立の小学校、中学校（双葉中学校夜間学級を除く。）及び保田しおさい学校をいう。
- (2) 児童生徒 区立学校又はそれ以外の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒をいう。
- (3) 未就学児 小学校就学の始期に達するまでの子どもをいう。
- (4) 保護者 児童生徒及び未就学児を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (5) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (6) 第1子 最年長の児童生徒をいう（当該児童生徒が2人以上ある場合は、いずれか一人の児童生徒とし、それ以外の児童生徒はその次に年長の児童生徒に加える。第7号において同じ。）。
- (7) 第2子 第1子の次に年長の児童生徒又は未就学児をいう。
- (8) 第3子以降 第1子及び第2子以外の児童生徒又は未就学児をいう。

(対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしたものとする。ただし、葛飾区長（以下「区長」という。）が対象者として適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 生計を一にする児童生徒又は未就学児が3人以上ある保護者であること。
- (2) 保護者、児童生徒及び未就学児が葛飾区内に住所を有すること。
- (3) 学校給食費を滞納していない保護者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒及び未就学児のうち、第3子以降の児童生徒に係る学校給食費とする。ただし、第3子以降の児童生徒に区立学校以外の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒がいるとき、又は第3子以降が未就学児の場合は、第2子の児童生徒に係る学校給食費とする。

- 2 前項ただし書の場合において、第2子の児童生徒が区立学校以外の小学校又は中学校に在籍するとき、又は第2子が未就学児の場合は、第1子の児童生徒に係る学校給食費を補助対象経費とする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費に係る額とする。ただし、別表に定める額を限度とする。
- 4 対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、前項の補助金の額から当該給付額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、年度毎に、葛飾区学校給食費補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）により区長に申請をしなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、葛飾区学校給食費補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）により補助金の請求の権限を葛飾区教育委員会事務局教育次長に委任し、学校給食費の実績額及び納付状況の区長への報告の権限を区立学校の学校長に委任するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を受けることが適当と認められるときは葛飾区学校給食費補助金交付決定通知書により、不適当と認められるときは葛飾区学校給食費補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 区長は、第5条第2項の規定により委任を受けた学校長からの、前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に係る学校給食費の実績額及び納付状況の報告の内容を審査し、各学期分の補助金の額を確定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、葛飾区学校給食費補助金交付額確定通知書により当該交付決定者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

3 交付決定者が給食費を滞納した場合において、当該給食費の滞納分が支払われたときは、区長は、学校長からの報告に基づき、葛飾区学校給食費補助金交付額確定通知書により当該交付決定者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、交付決定者が給食費を最初に滞納した月の翌月から区立学校を卒業する日の属する月の末日（要綱第3条に定める対象者の要件を満たした事実の発生日が区立学校を卒業する年度の2月1日から3月31日までの場合にあつては、当該発生日の属する月の翌々月末日）までに、なお滞納分が支払われないときは、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を全部又は一部取り消すことができる。

(1) 対象者に該当しなくなったとき。

(2) 第4条第4項に定める国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。

(3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、葛飾区学校給食費補助金取消通知書により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、交付決定者に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(変更の届出等)

第10条 交付決定者は、第5条の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(変更の申請)

第 11 条 離婚その他の事情により離別又は別居に至り、交付決定者（次項において「当初交付決定者」という。）が第 3 条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合において、交付決定に係る児童生徒又は未就学児の保護者であって、同条に定める要件を満たすもの（次項において「後継申請者」という。）は、第 5 条の規定による申請をし、第 6 条の規定による補助金の交付決定を受けなければならない。

2 区長は、前条の規定により後継申請者に第 6 条の規定による補助金の交付決定をするときは、当初交付決定者に交付決定を取り消す旨を通知する。

（委任）

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、葛飾区教育委員会事務局教育次長が別に定める。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

対象	月額	年額
小学校 1・2 年生	3, 900 円	42, 900 円
3・4 年生	4, 200 円	46, 200 円
5・6 年生	4, 490 円	49, 390 円
中学校 全学年	5, 280 円	58, 080 円